

倭大国魂神の創祀について

前田晴人

I
国魂神について

多神信仰の日本の神々はさまざまな種類・性格・靈能を備えているが、なかでも『日本書紀』に記載のみえていいる倭大国魂神という神はその名の通り国魂神の一體であり、倭なる國の地主神ということがでる。國魂神は國主（クニヌシ）や物主（モノヌシ）の古語で表される政治的概念と深い関係を持つてゐようであり、古代日本の國（クニ）は、稻作や狩猟・漁撈を始めとするさまざまな生産・流通活動と、その生産・流通活動を支える社會の共同組織と政治的秩序が一定の地域内で整備され完結していること、それらを經營し指導する大小首長層の支配領域が各地において画定されていることを示すものである。國（クニ）とはそのような内実を孕む概念であり、それら個々の國（クニ）の運営を宗教的に保障し支えた神がほかならぬ國魂神なのだと言えるであろう。

国魂神の信仰については津田左右吉がいち早く指摘しているように、中央政権の神祇政策に基づき各國いっせいに設置された模様で、表題の倭大国魂神はヤマト王權のお膝元である大和国山辺郡に祀られ、河内国魂神社は摂津国菟原郡に、尾張大国靈神社は尾張国中嶋郡に、淡海国玉神社は遠江国磐田郡にという

ように、ヤマト王権の画一的な神祇政策に沿う形で全国各地に設置されたとみられる。あとでも述べるようく國魂神の祭祀は六世紀における国造制の施行と密接に関連する制度と推考され、国造の國の守護神として設置されたと考えてよい。

このように本稿で問題にする古代の國魂神は一般的な土地靈・地主神の祭祀とは性質が大いに異なるもので、その政治的・權力的な性格を明らかにしなければならないが、なかでも倭大国魂神の祭祀はヤマト王権が主催したと考えられるだけに、その始原の時期においては總國魂ないしは總國土靈という性格・機能を帶びていたと考えられるのであり、その祭儀の変遷はヤマト王権の歴史を語るための有効な素材になり得ると言うことができるのではなかろうか。問題は倭大国魂神の祭祀がいつどのような経緯をもつて、またどの地で創祀されたのかを究明することであると考えられる。先ほど指摘した大和國山辺郡に鎮座する倭大国魂神すなわち大和坐大国魂神社は六、七世紀以後の社地を現代に至るまで踏襲しているらしいのであるが、それ以前の奉祀の実体や祭場についてはまだ十分な形で究明されていないと考えられる。⁽²⁾ 王権・國家神の祭儀は古代においても何らかの重要な変遷の歴史があつたと言わなければならぬのである。

II 大和神社と倭国造

『延喜式』神名帳・大和國山辺郡の項目の筆頭に、

大和坐大国魂神社三座
並名神大。月次相嘗新嘗。

と記されており、本論のテーマとなつてゐる倭大国魂神を奉祭する神社で、大和神社の通称でも世に知られる大社である。^{〔3〕} 当社は奈良県天理市新泉町星山に鎮座しており、付近は令制の山辺郡・城下郡の郡界に当たる地域であつた。^{〔4〕} 地名・国名の「大和（ヤマト）」表記は奈良時代の天平宝字元（七五七）年以降に定着したもので、律令制以前は「倭」の表記が用いられ、飛鳥淨御原令制定以後「大倭」→「大養德」→「大倭」→「大和」と変遷をくり返した。『古事記』や『日本書紀』の記述に「倭」が使用されているのはその伝記 자체が律令制以前に遡ることを示すものである。したがつて、大和神社の令制前の社名は書紀の記載通り「倭大国魂神」ということになる。

さて、大和神社の祭神は右の延喜神名式に三座とあるように古くから三神を祀つていたようである。現在は主祭神である大国魂神を中殿に祀り、左殿に八千矛神、右殿に御歳神を配祀している。左右の二神については諸説があるため本稿では検討を省き、中殿の大國魂神をもっぱら考察の対象とすることにしたい。祭神の配置と社名をみてもわかる通り中殿奉祀の大國魂神が当社の主要な祭神と考えられるからである。

ところで、大和神社の社地については次に記すように問題を含んでいる。神社の所在地は「大和坐」とする社名の通り「大和」なのであるが、ここにいう「大和」は天平宝字元年以降に定着した大和国名そのものというより、「大和坐」と記す通り社地周辺の由緒ある地名とみなしてよいようである。なぜなら、一般的に地名を冠称する神社の場合には、例えば狭井坐とか村屋坐というようにきわめて狭い範囲の地名を名乗つていて、「大和」もおそらく地名としては狭い範囲から出発したと解さなければならない。ところが、大和神社は律令制の山辺郡に属しているが、山辺郡には「大和」を名乗る郷・里が存在せず、隣接

する城下郡に「大和郷」の記載があり（『和名類聚抄』大和国城下郡）、「於保也（夜）万（末）止」の訓註があるので「オホヤマト」と読まれたようである。そこで城下郡大和郷の大まかな位置・範域を検討してみると、天理市海知町に式内「倭恩智神社」が鎮座しているのがひとつの手がかりとなり、旧城下郡の東部、現在の天理市・桜井市・磯城郡田原本町の行政境界付近の初瀬川右岸平野部一帯が大和郷に含まれる地域であつたと想定できる。

当地には大和神社の神官家であつた倭直一族^⑤が令制期以前から集中的に居住していた痕跡が認められる。「続日本紀」の天平勝宝三年十月八日条には「大倭國城下郡人大倭連田長・古人等八人賜宿祢姓」とあり、また『正倉院文書』所収の天平十四年十一月十七日付の造寺所公文には、「城下郡大領大養徳連友足」の名がみえ、『三代実録』貞觀五年八月十七日条に、「大和國城下郡人正六位上大和宿祢永胤、典兵外從五位下大和宿祢繼子等並改本居貫付右京職」とあり、さらに『類聚符宣抄』卷七に所収する天暦元年十二月二十八日付の太政官符は、「城下郡賀美郷戸主大和宿祢定道」の戸口大和安子（年廿七）を采女に補する命令であるが、采女は慣例的に郡領一族から選任される建前になつていたので、大和宿祢定道は城下郡の郡領家出身の人物と推定され、倭直氏は山辺郡ではなく城下郡の郡領を代々世襲する有勢な氏族だつたと考えられる。したがつて、城下郡大和郷は倭直一族の古くからの集住地という意味合いで大和郷と呼ばれたと考へてよいであろう。

このように城下郡大和郷は倭直一族の本拠地で、彼らが奉祭した大和神社は平安時代には山辺郡に所属したことになり、隣接するとはいゝ郡郷を異にするという少々不審な現象が起きていることになる。これは孝徳朝の評制または大宝令の郡制施行期に郡界の調整によりこのような分離現象が起きた可能性が強いわけであるが、そもそも大和神社の所在地である天理市新泉町周辺地域は奈良時代には山辺郡ではなく城

下郡に含まれていた蓋然性があると考えられる。大和神社の社殿が現在地に定められたのはおそらく延喜以前であることは確実であるが、奈良時代に遡る証拠を探してみよう。『続日本紀』によると、天平宝字二（七五八）年二月二十七日条に次のような出来事があつたと記す。

天皇の勅が下された。それによると、大和国守の大伴宿祢稻公らが部内の城下郡「大和神山」に不思議な藤が生えたという報告をしてきた。樹の根の部分には虫が十六文字を彫り込んでおり、「王大則并天下人此内任大平臣守昊命」と書かれていたので、博士に下し内容について議させた（議事の内容は省く）。結果として、大和國は今年の調を免じ、当郡司には位を一階上げ、瑞を献上した「大和雜物」は徒六位下に叙し、さまざまな賜物を受けられた。

奇異な藤が平城京膝下の「大和神山」で発見されたという記事である。これは奈良時代に頻発した政治的な工作であることは明らかで、孝謙天皇の政権を強化するための権力者側の政略のひとつと考えられる。奇瑞の藤が生えた「大和神山」とは「大和神の鎮座する山」と解することができ、城下郡にその神山が所在したと記されている。また発見者の「大和雜物」は倭直一族とは同族であるが、無姓であることからみて大和神社に奉仕する下級神職の一人であつたかも知れない。いずれにしても、大和神社の祭祀に関わる聖地が城下郡内に所在したことが推測され、その山とは具体的には『山辺郡誌』が指摘している天理市柳本町字高楓にある高楓山（標高百六十メートル）のようである。付近には若宮大和神社（大和神社のお旅所）や大和神社の神宮寺である長岳寺が点在していて、大和神社の祭祀に関する重要な聖域であったと考えられる。右の高楓山が城下郡に属していたということになれば、ひいては大和神社の社地も『続日



- A 大和神社
B 大和神社お旅所
C 長岳寺
D 高槻山(大和神社奥宮)
E 倭恩智神社
F 倭屯田(出雲庄)
G 繼向遺跡大型建物群
H 桧原神社(元伊勢)
I 小字「上ノ山」
J 大神神社
K 三諸山(三輪山)
L 箸墓古墳
M 西殿塚古墳
N 崇神天皇陵
O 景行天皇陵

国土地理院 平成9年12月1日発行 25000分の1 地図「桜井」をベースに作成。

本紀』の記載する通りもとは城下郡に属する地域であつた蓋然性が強いと言えるだろう。

このように郡界の変動による混乱が見受けられるが、奈良時代に城下郡大和郷は倭直一族の本拠地になつており、彼らが奉祭する大和神社もその居住地に鎮座していたことがわかるわけであるが、このような双方の関係が古くから形成されたものであるということを簡単に断定することはできない。今ある神社が源初からのものだとする認識は学問上はなはだ脆弱で危険な観念であつて、むしろ何らかの変遷を経ていると疑つた方が適切である。とりわけ王権に密接な関係や地位にあつた神社はより多くそのような変動を被つていると想定した方がよいのである。

倭直氏は周知のように倭国造に由来する氏族であると言える。^{〔6〕}『日本書紀』神武二年二月条には、天皇の東征を先導した功績により「珍彦を以て倭国造とす」とあり、『先代旧事本紀』国造本紀にも、「大倭国造、檜原朝御世、以椎根津彦命、初為大倭国造」とあり、神武朝に倭直氏の先祖の珍彦すなわち椎根津彦が国造に任命されたと伝えているが、こうした伝承は倭直氏の先祖の功績を称揚するために造作されたもので、実際には国造制の制定に伴い設置されたようである。国造制がいつ成立したのかは正確にはわかっていないが、六世紀中葉頃であることはまず間違ひがないであろう。

大和国の場合宇陀・都祁などの山中の地域を別にすると、奈良盆地にあつては盆地中央部を南北に縦貫する下ツ道またはそれに並行して流れる曾我川を境界線として、盆地東部を倭国造倭直氏の、西部を葛城国造たる葛城直氏の管轄下に置き、それぞれの国の行政権を行使する権限を認められていたが、大和や山城・河内など畿内諸国では各地に有力な氏族がひしめきあい支配系統が複雑に錯綜し合う状態になつていたので、国造は管掌下にある領域に対しても強力な行政権を行使できず、国の祭祀権の分野においてのみその存在意義を大いに發揮することができたのである。これを国造の祭祀圏と呼ぶことにすると、倭国造の

祭祀圈を「倭（ヤマト）国」とみなすことができるのではないだろうか。大和神社の社号になつてゐる「大和」はこの国造制の時期の「倭（ヤマト）国」を色濃く継承したものではないかと考えられるのである。

国造が執行した祭祀権はそれぞれの領域の住民に對して社会秩序の安寧や生産活動の保障に發揮されたと言えるが、国内各所に散在した神域の保全や大祓⁷・道饗祭⁸・祈雨・止雨⁹など住民の日常生活に密着した祭儀を担当したものと考えられ、なかでも国魂神の祭祀は国造ならではの重要な職務であった。すなわち國魂あるいは国靈（玉）とはその国の土地の靈・魂を意味するもので、いわば政治的・權力的な性格を帶びた地主神である。倭大国魂神はその神威の及ぶ「倭（ヤマト）国」に居住する人々の幸福と安寧を實現する神として存在したであろう。倭直氏は「倭（ヤマト）国」の地主神・國魂神を奉祭するという職分を持つ氏族であつたので、彼らの担当地域＝祭祀圈が「倭（ヤマト）国」となつた。しかし、それも六世纪代の国造制の実施によるものであるから、歴史的には二次的に形成された領域という性格を有し、本源的な「倭（ヤマト）国」とは異なるものと言わねばならない。それでは本源の「倭（ヤマト）国」とはどうなものであつたのであらうか。

言うまでもなく「倭」「大倭」や「大和」などの漢字を直ちに倭語のヤマトと訓読することは不可能である。古代地名のヤマトを漢字の倭・大和という文字に宛てはめたからである。弥生時代以来の中国との交渉で日本列島に住む民族が公式に倭・倭人と表現されるようになり、しばらく後に倭国という国号が東アジア世界で通用するようになる。二世紀後半から三世紀初頭の時期にヤマト王權が奈良盆地において頭角を現すようになると、倭・倭人・倭國の呼び方や表記がそのまま王權所在地の地名や国名に宛てられるようになつたのである。ヤマト王權の中枢部は源初の段階には奈良盆地東南部の三輪山麓の地域に設定される。考古学上の遺跡でいうと纏向遺跡や唐古・鍵遺跡・大福遺跡などが挙げられるが、初瀬川流域の平

野部が広く王都の周辺地域として、政治的にも経済的にも王都膝下にある一体の地域として捉えられたと考えられる。¹⁰⁾

ところで、「倭屯田（ヤマトノミタ）」と呼ばれた特殊な水田がかつて初瀬川の中流域に設定されていた。『日本書紀』仁徳即位前紀にその田地の由来が記されていて、「凡そ倭の屯田は、毎に御宇す帝皇の屯田なり。其れ帝皇の子と雖も、御宇すに非ずは、掌ること得じ」という不文律があつたと伝えており、この不文律の内容を知っていたのが倭直吾子籠であつたとされている。倭国造一族が「倭（ヤマト）國」の行政権・管理権を形の上で握っていたからだと思われる。倭屯田は律令制以前の天皇の常の食饌に備える稻米を作つた良質の水田で、岸俊男は平安時代の出雲庄（桜井市江包・大西付近）がその遺跡と合致することを明らかにしている。¹¹⁾なぜ出雲庄と呼ばれたのかと言うと、書紀に「屯田司出雲臣が祖淤宇宿祢」が屯田の管理者であつたと記していることと深い関係がある。おそらく六世紀頃には出雲臣がヤマト王権への服属の証として屯田に関わる業務を現地で遂行していただけでなく、地方豪族としては珍しく祭官奉仕氏族に選ばれ王権の国家祭祀にも参与していたと推定されるのである。

問題はヤマトという語の構成・原義であるが、これは直木孝次郎や和田萃・山尾幸久らの研究者が從来から指摘してきている通り¹²⁾「ヤマ（山）+ト（処）」と解するのが正鵠を射ているのであって、「ヤマ（山）」は神体山の三輪山を指し、「ト（処）」は三輪山麓の地方、あるいは三輪山神の神威が及ぶ地域の意味であると思われる。すなわち、いささか文学的な表現になるが、ヤマトとは恒常に三輪山の全容を恒常に仰ぎ見ることのできる範囲で、大和国内では城上・城下・十市などの諸郡と山辺・高市両郡の一部地域と重なる方がそれに当たると言えるのではないであろうか。そうすると、大和神社の鎮座地と倭直一族の本拠地はいずれもこれらの想定範囲内に一応収まっていることがわかる。

しかし、厳密に言えば「倭（ヤマト）国」の起源の地はやはり三輪山そのものを根源としその麓に近接した地域一帯とみなすことができる。そうなると、「倭」を冠称する倭大国魂神の原郷もまたこの三輪山にごく近接した場所であつたと推察でき、現在の社殿鎮座地は国造制の施行時期以降に設定されたことが推測できるであろう。すなわち倭大国魂神は元来三輪山の靈地・神域で奉祀されていたが、国造制の時期には祭場が三輪山麓から少し離れた現在地に移転させられたと考えられるのである。その政治的要因のひとつは国造国である「倭（ヤマト）国」の範域が先ほど指摘したように大きく拡張したからに相違なく、もうひとつの理由は倭直一族の居地を山辺郡方面に誘引する勢力が存在したからではないかとみられる。

III 倭大国魂神の創祀

後ほど引用する記・紀神代巻の記載を除外すると、倭大国魂神のことを初めて記した記事が崇神天皇の治世と関連して登場する。

【A】百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大国魂神、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鉄入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。亦、日本大国魂神を以ては、渟名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに渟名城入姫、髪落ち体瘦みて祭ること能はず。

（『日本書紀』崇神六年条）

天皇の即位直後に疫病が大流行し、社会的・政治的な混乱が巻き起こる。天皇は神祇にすがつて必死に秩序の立て直しをはかるうとしたとある。ところが、ここでなぜか突如天照大神と倭大国魂神を殿内で並祭していることが問題となり、両神を二人の皇女がそれぞれ宮外の別々の場所で祭る体制を発足させ、天照大神は豊鉄入姫をもつて笠縫邑に磯堅城の神籬を立てて祭り、さらに倭大国魂神も皇女渟名城入姫に祭らせるが、姫は身体の不調を来て祭祀が破綻したとする。この文章では疫病の流行に顕在化した社会の混乱と殿内における二神の奉祀との関連性が明確に説明されておらず、かなり杜撰な作文であると評することができる。

ただし、両神のうち天照大神の祭祀は破綻したとは書かれていないことに留意すべきで、天照大神は皇祖神であるため特別の配慮が働いたと思われ、『日本書紀』垂仁二十五年三月条には、「天照大神を豊耜入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮め坐させむ処を求めて、菟田の篠幡に詣る。更に還りて近江国に入りて、東美濃を廻りて、伊勢国に到る」とあり、斎宮の起源ともいいうべき倭姫命の手で伊勢に鎮座したとする。

そもそも、天皇が大殿で神を祀るという思考は『日本書紀』神代下・第九段・一書第二に、「天照大神、手に宝鏡を持ちたまひて、天忍穗耳尊に授けて、祝きて曰はく、『吾が兒、此の宝鏡を視まさむこと、當に吾を見るがごとくすべし。與に床を同じくし殿を共にして、斎鏡とすべし』とのたまふ」とある神勅に基づくもので、伊勢神宮の奉祀体制が整備されて以後造作された神話とみなすことができ、別稿でも論じたように「同殿共床」を歴史的な事実と混同することははなはだ危険であるので、【A】の前半部分は論外とし、「故」以下に記されている宮外の聖所で皇女に祀らせるという祭式をもつぱら問題としたい。

しかも伝記には倭大国魂神を皇女に祀らせるという祭式も破綻したということが末尾に書かれているの

である。渟名城入姫が「髪落ち体瘦みて祭ること能はず」という状態になつたというのは、皇女自身の靈魂が神威を受けとめることのできないいわゆる氣枯れた状態に陥つたこと、換言すると祭祀の失敗・破綻を意味している。これはすなわち皇女が國魂の魂振りや魂鎮めの呪儀を執行できなくなつたことを意味するもので、実体としては祭式が変革された原因となつたということのひとつの表現形式であるとみておくのが無難であろう。つまり倭大国魂神の祭儀の方式が長い期間をかけて段階的・論理的に次のように変遷したと推定できるのである。

〔一〕 皇女が神を宮外の聖地で祀る

〔二〕 皇女の祭儀が破綻する

倭大国魂神の祭儀が〔一〕から〔二〕に変遷したとするのは、祭祀権や祭祀の加担者が皇女から別の勢力の手に移つたということを示唆している。ただ、皇女の手になる祭儀がこれ以後どうなるのかが右では不明であるが、次に掲載する伝記が〔A〕と密接に関連する文章であるとみるとることができ、より具体的に祭儀の変遷の様相を把握することができる内容になつていていることがわかる。

〔B〕 一に云はく、天皇、倭姫命を以て御杖として、天照大神に貢奉りたまふ。是を以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の嚴櫓の本に鎮め坐せて祀る。然して後に、神の誨の隨に、丁巳の年の冬十月の甲子を取りて、伊勢國の渡遇宮に遷しまつる。是の時に、倭大神、穗積臣の遠祖大水口宿祢に著りたまひて、誨へて曰はく、「太初の時に、期りて曰はく、『天照大神は、悉に天原を治さむ。皇御孫尊は、

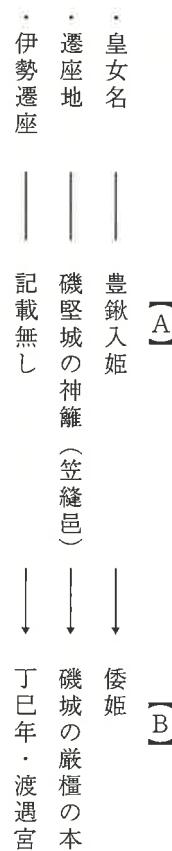
専に葦原中国の八十魂神を治さむ。我は親ら大地官を治さむ』とのたまふ。言已に訖りぬ。然るに先皇御間城天皇、神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは未だ其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたまへり。故、其の天皇命短し。是を以て、今汝御孫尊、先皇の不及を悔いて慎み祭ひまつりたまはば、「汝尊の寿命延長く、復天下太平がむ」とのたまふ。時に天皇、是の言を聞しめして、則ち中臣連の相探湯主に仰せて、トふ。誰人を以て大倭大神を祭らしめむと。即ち渟名城稚姫命、トに食へり。因りて渟名城稚姫命に命せて、神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬を祀ひまつる。然るに是の渟名城稚姫命、既に身体悉に瘦み弱りて、祭ひまつること能はず。是を以て、大倭直の祖長尾市宿祢に命せて、祭らしむといふ。

(『日本書紀』垂仁二十五年三月条所引一云)

これは垂仁紀二十五年三月条本文の分註として採択された伝承記事であるが、かなり詳細で具体的な内容を含んでいて、【A】の内容を補完しより詳しく述衍する事柄が書かれている。祭儀を執行したとされる姫の名が類似するものに入れ替わっていたり、書紀に特有の余計な潤色に關わる文章が付加されたりしてかなりの長文になつてゐるが、倭大国魂神の創祀の事情を窺わせるに足る貴重な伝記であると言える。むしろ、何らかの歴史的根拠に基づく【B】の伝記をもとにして【A】の文章が新たに造作され、ある時期以後に成立した王權祭儀の前史を説明する文章として崇神紀の本文に挿入されたのではないかという疑いを強く受けるのである。

冒頭から数行分は天照大神の伊勢への遷座の歴史的経緯が記されている。宮中の大殿から外部へ出た大神は倭姫命の手で磯城の巖檻の本に鎮座して祀られることになり、その後、丁巳年十月、神教により伊勢國の渡遇宮に遷されたと伝えている。【A】と【B】の記載内容の違いが明確になるように整理すると左

のようになる。



ここには初代と二代目の皇女による祭祀、その拝祭の場所、さらに伊勢への遷座の経緯が詳しく記されている。天照大神の古い拝祭地は【A】【B】双方の表現によつて推測すると、磯城地方の笠縫邑にある聖なる樺の木の根本の神籬が選定されたと考えられる。おそらく笠縫邑の所在地は三輪山の西南乃至南麓の初瀬川流域で、志貴御縣坐神社の所在地である現在の桜井市金屋または粟殿の付近であろう。¹⁴⁾そしてそこでの祭りが長く続いた後に、大神は丁巳年十月をもつて大和から伊勢の渡遇宮に遷されたというように入重要な出来事が記されているが、丁巳年については崇神や垂仁などの虚構の天皇の時代などではなく、雄略天皇治世下の四七七年か¹⁵⁾、または欽明天皇の即位七（丁巳・五三七）年を指すと解釈でき、別稿¹⁶⁾でも詳しく論じているように、私は後者の説が妥当だろうと考える。

なぜなら翌戊午年すなわち五三八年に百濟から仏教が三輪山麓に所在した欽明天皇の磯城嶋金刺宮に伝來したことはよく知られていて、ヤマト王權は仏教（蕃神）を大和国内に導入する前年までにそれまでの固有神の祭祀制度を根本的に改革し、王權神話の基幹の神靈たる太陽神を伊勢の清浄な聖地で祀り、さらに国ツ神の総帥である大己貴神を出雲で祀ることに踏み切ったのではないかと考えられるのである。渡遇

宮（磯宮）とは現在の伊勢内宮の前身とみなしてよいであろう。ただし、ここで問題になつてゐる日神は皇祖神天照大神ではなく、大日靈貴（オホヒルメノムチ）と呼ばれた太陽女神であろう。⁽¹⁸⁾ 伊勢神宮の創祀と天照大神の出現は天武・持統朝以後のこととみなしてよく、ついでに言えば天照大神と論理的に対になつてゐる大国主神も天武・持統朝における神統譜への架上と推定されるのである。

次に、「是の時に」という書き出しの語句で始まる倭大国魂神の創祀の事情を探ることにしたい。まず、「是の時に」というのは天照大神の伊勢遷座の丁巳年を指すとみてよいだろう。次に【A】と【B】の双方の文章を読み比べてみると、拜祭を担当した皇女名（渟名城入姫・渟名城稚姫）が入と稚の違いのみできわめてよく類似しており、同一の人名とみなしてよいと思う。さらに皇女の「身体悉に瘦み弱りて」という書き方もほとんど同じなので、皇女による大神の拜祭が終焉したことを物語つてゐる。これらはやはり【A】が【B】の伝承を下敷きに造作されたものであることを裏書きするものであろう。しかも【B】の伝承が原型であるという見方を支持するのは、倭大国魂神（大倭大神・倭大神）の創祀の事情が具体的に詳しく書かれている点にある。

すなわち、倭大国魂神の祭式が変化する契機をつくったのは穗積臣の遠祖大水口宿祢への大神の託宣である。「太初の時に」から始まる少し長い託宣文は伊勢神宮の地位が定まつた後の神祇制度を基準とした文章であるから、多くの潤色を受けていて信憑性に問題があると考えられる。だからここでは一応この託宣文を除外しておくと、大神の託宣が大水口宿祢に下されたこと、さらに中臣連の祖探湯主に祭祀者をト定させたということが重要であつて、穗積臣・中臣連らは欽明朝に成立した祭官（祠官・マツリノツカサ）⁽²⁰⁾ に仕奉した氏族で、天照大神の伊勢遷座とともに倭大国魂神の遷祀のことにも深く関与した事情があつたため、伝記の主要な場面にその名を現していると考えられるわけである。もつと言うと、【B】の伝記そ

れ 자체が穂積臣の家記を典拠としている可能性がある。⁽²¹⁾ 大和における穂積氏の本拠地が大和神社の鎮座する山辺郡の穂積郷であつたことも考慮に入れるべきで、後に述べるようすに大和神社の創祀には穂積氏や物部氏らの思惑が絡んでいた可能性が高い。

【B】は渟名城稚姫による祭祀の失敗・破綻と、大倭直の祖長尾市宿祢による奉祀への転換を記しているが、おそらく原伝承では皇女の祭祀が停止された後をうけて倭大神の託宣があり、長尾市宿祢の指名に至るという経過をたどつたと推測される。つまり皇女を聖地に派遣する形での大神の祭祀が廃止され、それに代わる制度として、祭官に出仕する適任の氏族に大神の祭祀を担当させるという新たな祭式の成立事情が記されていると考えられるのである。

そうすると、渟名城稚姫が関係した倭大国魂神の祭場は欽明朝以前に遡る歴史をもつことが推定され、その祭場こそが倭大神の源初の鎮座地ではないかということになる。それについて【B】は次のように書いていいる。

因りて渟名城稚姫命に命せて、神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬を祠ひまつる。

右の文章にはやや解し難い点がある。穴磯邑にある大神の「神地」と「大市の長岡岬」とがどのような関係にあるのかということである。しかし端的に言うと、「神地」とは神の祭祀に奉仕する土地のことで、王權が大神の恒常的な祭儀料や神具を確保するために指定した田地やその耕作民・工人などを意味し、穴磯邑（桜井市穴師）が選ばれたのはそこが王權の直轄地としての性格を帶びた土地であつたことと、大神の祭場に近接する便宜によるであろう。⁽²²⁾

それから問題の祭場がどこであるのかという点であるが、「大市の長岡岬」がその場所とみられる。大市は律令の郡郷制による城上郡大市郷のことである。また周知のように、箸墓古墳が大市墓と呼ばれている通り大市郷に所在した。桜井市箸中・巻野内などを含めた地域で、試みに現地の地形を詳細に検討すると、大神神社の摂社とされる桧原神社の前面に広がる台地（桧原坂）を「長岡」に、台地北西先端部の高所にある小字「上之山（ウエノヤマ）」⁽²³⁾の地を「岬」とみなすことが可能である。「岬」とは「御（ミ）+崎・先（サキ）」の語構成からして聖なる先端の意味に解することができ、現地の高低差およそ三十メートルに達する断層崖上の先端部分に立つと、奈良盆地のほぼ全域を視野に収めることのできる雄大な眺望が展開している。しかもこの地は神体山である三輪山の直下で、三輪山の神靈の聖域⁽²⁴⁾に属する地と言える場所でもあつた。

つまり「大市の長岡岬」はいわば三輪山の神靈の国見の靈地としての性格を帯びる地点であつて、倭大国魂神を祀る目的のためには最もふさわしい場所ではなかつたかと考えられる。ある意味では「倭（ヤマト）国」とはこの聖地からの視界に鮮明に収まる足下の集落群を含む領域のことであつたのではないかと考えられるのである。著名な『古事記』景行段にみえるヤマトタケル命の国偲歌を引用してみよう。

倭は　國のまほろば　たたなづく青垣　山隠れる　倭しうるはし

かつて激しく戦わされた英雄時代論争のなかで、本歌は「倭（ヤマト）国」に住む農業共同体の農民たちの労働歌から発展した民謡に由来すると評価されてきた。⁽²⁵⁾しかし、正直に言うと私はこの歌謡に農民たちの労働や生活の息吹をまったく感じることができない。むしろ水田や集落などを高い場所から観望し

た時の爽快感を覚える。青垣の山々に囲まれた「倭（ヤマト）」は田地のある平野からではなく高台から見下ろした時に全容が望まれるのであって、歌の発祥地は国見の聖地である「長岡岬」なのではないかと想像されるわけである。古代歌謡の起源は民謡や歌垣をはじめとしてさまざまであるが、右の歌の場合は王権の祭儀が主要な契機になつていると推定されるのである。その祭儀とは「倭（ヤマト）」という統治圏を視界に収めた大国魂神の祭儀で、この歌は「倭（ヤマト）」の国魂を身に体した者の口から発せられた統治者心意が発露したもので、民衆的心理を基礎として歌い上げたものではないであろう。

ここで以上の検討を整理しておくと、【B】は伊勢の渡遇宮に天照大神が鎮座するに至つた事情と、倭大国魂神の祭祀を倭直一族の祖先に当たる長尾市が担当するようになった由来を記したもので、欽明朝の祭官に奉仕する諸氏族の協議を背景としてこれら一連の出来事が進行したと推測される。それ以前の両神に関わる祭祀は三輪山麓の聖所に皇女を派遣して執行するという形態がとられていたが、祭官の組織を立ち上げた王権は皇女の祭場への派遣というこれまでの方式を停止し、祭官に奉仕する諸氏族のなかから信任の氏族を選定して祭祀を専掌させるという方式に切り替えを図つたと推測される。

倭大国魂神の拜祭はこの過程で倭国造に選ばれた倭直氏に委任されたようである。そして、倭直氏は彼らの本拠地が後の城下郡大和郷に定められたのにともない、聖所も「大市の長岡岬」から先ほど指摘した「大和神の山」⁽²⁾高櫻山（山宮）⁽²⁷⁾に遷し、さらに蘇我氏の仏教興隆政策の影響を受けて社殿建築が発想されると、大和神社の社殿（里宮）が現在地に建設されたと考えられるのである。

こうしたことから、伊勢神宮の成立は別としてヤマト王権の国家神祭祀の変遷過程を再度整理すると次のようにならうかと思う。

〔二〕 皇女が神を宮外の聖地で祀る

(皇女親祭)

〔三〕 皇女の祭儀が破綻する

〔三〕 専掌氏族が神官として神を祀る

(氏族祭祀)

詳しく述べてきた【A】と【B】の伝記のテーマは、主に「一」から「二」・「三」への変遷を描いていることが確認できたと思う。年次的には「一」・「二」の一連の出来事は崇神・垂仁朝に起きたことではなく、先にも指摘しておいたように丁巳年云々の記事から欽明朝初期の事件とみなすことができると思う。それよりずっと古い時期の出来事とするための操作として、皇女を含む登場人物はみな諸氏族の祖先系譜上の人物をピックアップして配備したものとみなしてよいであろうから、これらの人物の実在性には疑問があると言える。

〔二〕 皇女親祭の破綻は「三」の氏族祭祀の成立経緯を説明するためにどうしても書き記す必要があるのであろう。すなわち諸氏族の王権への奉仕由来の伝承として不可欠な重みをもつていたからである。しかも氏族祭祀には社殿の造営と神社の成立という新たな現象が付け加わっていたとみなしてよい。「一」・「二」 皇女親祭にはそのような画一的宗教施設が設けられていたことが伝えられていないのであり、「三」 以後に社殿における祭祀が始まる。こうして成立した「三」の祭式は、六世紀の祭官制の成立以後律令制期を通じて維持された神祇体制である。皇祖神天照大神を祀る伊勢神宮を除いた各地の神社は、その由来が国家神であっても氏族が祭祀を専掌するという形で再編成され生き残っていくわけである。しかしこれだけで倭大国魂神の祭儀の実相がすべて説明され尽くしたことにはならない。「一」の時期の祭儀の様相と倭大国魂神のそもそもの起源がまだ明らかになつていないのである。

IV 倭大国魂神の分化

倭大国魂神の源初の祭場が三輪山麓の台地先端部に所在したらしいことを明らかにしてきた。「大市の長岡岬」がその場所である。ここはある意味では三輪山から派生する広大な尾根の先端部に当たり、神体山三輪山の一部とみなしてよい聖域の一角であるから、倭大国魂神というのは神体山である三輪山の神靈としての原質を根本的に帯びていた可能性を考える必要があるようと思われる。その点で注目されるのは、平安時代の仁安二（一一六七）年に大和神社の神官大倭歲繁が著した『大倭社注進状』の記述である。それによると、「伝聞倭大国魂神者大己貴神之荒魂」との伝承があつたようである。²⁸⁾ 倭大国魂神の本源が大己貴神であることを右の伝聞は示している。ただし、これは平安時代末期の記述であるからどこまで信用できるかが問題であるが、この伝えを手がかりとして、ここからは大己貴神と倭大国魂神との関係を中心前に前節の最後に述べた課題の解決を目指すことにしたい。

右の注進状の記述は次のことを説明していると考えることができる。すなわち倭大国魂神は大己貴神の荒魂、つまり神靈の属性としての和魂（ニギミタマ）・荒魂（アラミタマ）のうち後者の激しく活動する魂、より具体的に言うと生成したばかりの荒々しい靈能を表している。そうすると、逆に大己貴神の和魂はどのような神が担っていたのかという疑問が生じてくるであろう。そこで少し調べてみると、左に引用する伝承がその辺のことを明確に示唆してくれているように思われる。

【C】倭迹速神浅茅原目妙姫・穗積臣の遠祖大水口宿祢・伊勢麻績君、三人、共に夢を同じくして、奏し

て言さく、「昨夜夢みらく、一の貴人有りて、誨へて曰へらく、『大田田根子命を以て、大物主大神を祭ふ主とし、亦、市磯長尾市を以て、倭大国魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ』といへり」とまうす。天皇、夢の辞を得て、益心に歎びたまふ。布く天下に告ひて、大田田根子を求ぐに、即ち茅渟県の陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神淺茅原に臨して、諸王卿及び八十諸部を会へて、大田田根子に問ひて曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依姫と曰す。陶津耳の女なり」とまうす。亦云はく、「奇日方天日方武茅渟祇の女なり」といふ。天皇の曰はく、「朕、榮えむとするかな」とのたまふ。乃ち物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむとトふに、吉し。又、便に他神を祭らむとトふに、吉からず。

(『日本書紀』崇神七年八月条)

この説話は大物主大神と倭大国魂神の祭主をそれぞれ大田田根子命と市磯長尾市に指定するということを軸にした伝承である。文章自体は大田田根子命の出自を詳しく説明することに主眼があるので、典拠は大神神社の神官家である三輪君の家伝による作文である可能性があるが、前節の【B】に登場した穂積臣の遠祖大水口宿祢や、穂積氏と同族の物部連の祖伊香色雄の神班物者としての記述が見えるので、物部系の伝記⁽²⁹⁾という可能性も考慮する必要がありそうである。実際、書紀は右の伝記に引き続いで次の文章を掲載している。

【D】伊香色雄に命せて、物部の八十平笠を以て、祭神之物と作さしむ。即ち大田田根子を以て、大物主大神を祭る主とす。又、長尾市を以て、倭の大國魂神を祭る主とす。然して後に、他神を祭らむとト

ふに、吉し。便ち別に八十萬の群神を祭る。仍りて天社・国社、及び神地・神戸を定む。是に、疫病始めて息みて、国内漸に謐りぬ。五穀既に成りて、百姓饒ひぬ　（『日本書紀』崇神七年十一月条）

おそらくこれら一連の伝記は、三輪氏の家伝だけではなく物部系の家伝からも採択されたものと考えてよいであろう。双方の家伝を利用しながら巧みに文章が整えられたと推測できる。三輪君・物部連や穗積臣らは先ほど述べた欽明朝の祭官（祠官）にも奉仕した氏族で、物部氏はその政治的地位や勢威からして祭官制初期の主導勢力であつたとみなすことができる。物部氏は國家神祭祀を執行する祭官に依拠し、單獨で崇仏を推進しようとした蘇我大臣家と厳しく対立したのである。⁽³⁰⁾ この伝記も物部氏らを中心として整備しようとした欽明朝の神祇制度改革を描いており、大物主神・倭大国魂神の祭祀、神祭の料物の確保、地方群神の祭祀、民間からの幣帛の調達など祭官の組織とその運営の全体像を記しているようである。また神々を天社・国社というように二系統に区分することもここで実施されたようである。欽明天皇の諡号「天国押波流岐広庭（天国排開広庭）」の「天」と「国」には、後になつて記・紀の天孫降臨神話の筋書きに発展する天（天）・國（地）・從属の政治理想がすでに反映していると考えられ、天神（天之神）と地祇（國之神）という分類に関わる神統譜の概念が形成され初めているのである。そして、その伝記に大物主大神と倭大国魂神の祭主のことが強調して記されている。書かれていることの内容を簡単にまとめるところのようになる。

- ・ 大物主大神の祭主——大田田根子命（三輪君祖）
- ・ 倭大国魂神の祭主——市磯長尾市（大倭直祖）

右の二神のうち大物主大神は周知のように桜井市三輪に鎮座する大神神社の祭神である。^(註)これまで三輪山と最も深い関係にある神とみなされてきているが、大物主神は三輪の地に新たに入り込んできた外来の神であり、反対に倭大国魂神は三輪の神域から外部に押し出された神とことができ、そのような意味合いにおいて密接な関係性を有する神であるとみることができる。そして祭官が特別な配慮をもつてこれら二神の祭祀を重視している理由は、二神が三輪山の根源をなすある神の分霊とされたからではないであろうか。

その三輪山の根源の神とは何なのかと言うと、【C】の文章で三人の夢の中にそろつて出現する「一の貴人」であると考えられる。文中では「貴人」が誰なのかは名が伏せられているので特定できないが、夢の中での二神の祭主となるべき人物を教示するというきわめて重要な役割を果たしていること、さらに書紀・神代巻にみえる左の記事を参照すると、貴人の正体が大己貴神であることが明確になる。

【E】時に、神しき光海に照して、忽然に浮び来る者有り。曰はく、「如し吾在らずは、汝何ぞ能く此の國を平けましや。吾が在るに由りての故に、汝其の大きに造る績を建つこと得たり」といふ。是の時に、大己貴神問ひて曰はく、「然らば汝は是誰ぞ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は是汝が幸魂奇魂なり」といふ。大己貴神の曰はく、「唯然なり。廻ち知りぬ。汝は是吾が幸魂奇魂なり。今何處にか住まむと欲ふ」とのたまふ。対へて曰はく、「吾は日本國の三諸山に住まむと欲ふ」といふ。故、即ち宮を彼處に營りて、就きて居しまさしむ。此、大三輪の神なり。

右の神話は大己貴神と外来の大物主神（「大三輪の神」）との問答という形になつてゐる。横柄な口をきく大物主神が国作りの先輩格であつた大己貴神に自分の要求を突きつけたが、大己貴神は寛容な姿勢でもつてそれらを承認したのである。大己貴神の「幸魂奇魂」が大物主神の「幸魂奇魂」だとする主張がそのひとつである。幸魂・奇魂とは解釈の困難な概念だが、幸魂とは「人に幸福を与える神の靈魂」、奇魂とは「不可思議な徳によつて万事を左右する魂」だと解釈されることはから要約すると、神靈が保持している成熟した高い徳や独自の才智を意味する語であろう。大物主神は外来の神で歴史的な順序でいうと後から三輪に入つて來た神であるので、自己の秘めている特性を三輪根源の神である大己貴神に認めさせる必要があつたのであり、このような擬人の神による対談の説話を大物主神の神官である三輪氏が敢えて唱導し強調することが政治的にも社会的にも必須の事項になつたと考えられるのである。

要するに大己貴神の神徳が大物主神にも完璧に備わつてゐるということ、大己貴神と大物主神とは同類・同質であり同体の神であることを右の伝記が強調しているのである。こうした現象はある神靈に対しても別の神靈が同化しようとする行為と把握できるであろう。大物主神の神官である三輪君は三輪山の源初の神靈である大己貴に客神である大物主を同化させる必要があつたのである。そもそも「幸魂奇魂」と和魂あるいは荒魂の概念が同じものであるのか否かは明確ではないが、外来の大物主神が問答によつて大己貴神との一体性・同質性を右の神話が証明しようとしているのである。

そうすると、祭官が改革の最重要の眼目とした二神のうちの片方、大己貴神の分靈である荒魂が倭大国魂神の靈質であると唱えられた可能性が高くなる。遺憾ながら大己貴神と倭大国魂神との関係を明確に窺わせる文献がこの他には見当たらないので、先の『大倭社注進状』の伝聞を疑問視する向きもあろうかと思われるが、倭大国魂神が大己貴神の荒魂であるとする觀念・伝承を無碍には否定できなくなるだろう。

要するに、人格神に和魂・荒魂とか、幸魂・奇魂とかいう特質が備わっていることを想定するのは、神靈の分化や同化という行為をスムーズに展開するための方便であつたと言える。その分化の歴史的な基点・原泉こそが大己貴神だつたと考えられるのである。祭官が発足した六世紀に大己貴神の主要な分靈とされた神が倭大国魂神と大物主神なのであつた。

ところで、大己貴（オホアナムチ）神とは一体何かということについては別稿⁽³³⁾で詳しく論じているので、ここでは説明のくり返しを差し控えることにしたい。推測するに大己貴神という神靈は邪馬台国時代のヤマト王權が創祀した本邦最初の人格神（擬人の神）であつて、神体山である三輪山の本源の神、倭國の總靈であつたと考えられる。三世紀前半から四世紀末・五世紀初頭までの女王制⁽³⁴⁾の時期の最高守護神が大己貴神であつたとみることができる。歴代の女王卑弥呼の夫として女王宮を舞台として執り行われた聖婚祭儀の主体とされた神靈なのである。卑弥呼の夫である三輪山の大己貴神が女王宮に入り来り聖婚を行うと、いうのが初期ヤマト王權の時期の祭儀の実體であつた。⁽³⁵⁾これを記・紀神話の「同殿共床」の記述と同じものであるとは把握・理解できないことは明らかであろう。因みに邪馬台国の女王制は女王位の世襲を認めていなかつたので、次々に即位した新しい女王が大己貴神の聖なる妻である卑弥呼となり、この方式が次の段階（倭の五王）の祭式に継承されていく。つまり女王にかわつて未婚の王女（皇后）による親祭の方式ということである。

ここでは詳しい考察は省くが、対外事情の変動のため四世紀末頃にそれまで続いた女王制が廃止されたようである。五世紀初頭頃に軍事的世襲男王制（「倭の五王」）⁽³⁶⁾が発足すると、ヤマト王權は初めて男王の世襲という大問題に直面することになる。前王の後継者を誰にするかという血なまぐさい課題が急激に問題化するわけである。これを日の御子とか日繼（嗣）の御子と呼んでいるが、「日（ヒ）」とは太陽神の靈

能を意味する語であり、これを受け継いだ人物が国土の統治権を掌握することになり、ヤマト王権は日繼を保証する神と、統治権の対象となる国土を象徴する神靈をワンセットで新たに創祀する必要に迫られたと推定されるのである。そこで、それまでの最高守護神・大己貴神の總靈の機能・性格を分化させ、三輪山麓に神靈の新たな祭場を設定し、二人の王女（皇女）をその祭場に派遣して祀る体制が成立する。該当の分靈とはまさしく次の二神であろう。

大己貴神（三輪山の神）

分靈——日神（磯城の嚴檻の本の神籬）

分靈——倭大国魂神（大市の長岡岬）

【A】【B】の伝記には日神（天照大神）と国魂神（倭大国魂神）の祭祀が記述されていることはすでに述べたが、日神はこの時期には大日靈貴という女神名で祀られていたと思われる。祭場は右の通り磯城の嚴檻の本の神籬であるが、日の出の聖地とみられる三輪山の嶺（高宮神社）が王権の日繼の問題に関わったとする著名な伝承（『日本書紀』崇神四十八年条）があり、また『皇太神宮儀式帳』や『倭姫命世記』には皇太神天照大神が「美和乃御諸原爾造斎宮、出奉支」とか、「倭彌和乃御室嶺上宮」あるいは「美和之御諸宮」を発して巡行の途に出たとする伝承を記しているので、日神の起源も大己貴神の分靈と言つてよいのではなかろうか。

周知のように、天照大神とその神格の前身と目される大日靈貴は記・紀神話ではイザナキ命・イザナミ命の子どもで高天原に居所を定めた神とされ、大神の血筋につながる子孫（皇孫・皇祖）が天上から国土

に降臨して天下を統治するようになつたのだと記している。⁽³⁷⁾しかし、このような神話の筋書きは伊勢神宮の創祀にともなつて新たに語り出された言説で、実際には太陽女神大日靈貴は大己貴神の分靈を起源とする神であつたとみなしてよいものと思う。男神から女神が分靈するとは奇妙な現象であるのではないかとの疑念や指摘があるかも知れないが、大日靈貴という女神は神を「託けて」祭る王女（斎宮）の擬神化とみなしてよく、大日靈貴を奉じて大和から伊勢に遷幸した倭姫命こそは大日靈貴の化身とみなされていたと解することもできるであろう。もつと言えば斎宮である倭姫命は日繼の御子を庇護する擬似母親という聖なる存在であつたと考へてよい。

次に、倭大国魂神の源初の祭場が三輪山麓の「大市の長岡岬」に設定された由緒も、この神靈の起源が大己貴神の分靈にあつたからだと言える。しかも、【A】の文中では「倭大国魂神」を「日本大国魂神」とも記しており、また【B】の託宣文の中に「我は親ら大地官を治さむ」という倭大神の言葉があるように、大神は単なる「倭（ヤマト）国」の国魂であつたのではなく、天皇が支配する大地（國土＝日本國）の總國魂としての神威・靈能を發揮する大神であつたのだと推測できる。五世紀代の倭大国魂神はこのような性格と機能を帶びた國家神であつたのだと考えられるのであり、日神＝大日靈貴を大己貴神の和魂とみなすと、倭大国魂神はその荒魂として分化した蓋然性が高い。そうなると『大倭社注進状』の伝聞の由来は遠く五世紀初頭の時期にまで遡る可能性が出てくるのではなかろうか。

以上に論じてきたように、倭大国魂神の創祀事情については二つの画期を考量する必要があり、第一の画期は男王世襲制が始まつた五世紀初頭頃で、倭國の總靈大己貴神から「倭大国魂神」が「大地官」＝倭國の總國魂として分化・創祀され、三輪山麓の「大市の長岡岬」を祭場として皇女の手で奉祭される体制が整備された。伊勢大神に奉祀する倭姫命とともに、列島東西の平定を語る皇族將軍ヤマトタケルの原像

はこの時期に形成されたと推定される。

その後、第二の画期は六世紀前半の欽明朝で、王權祭儀を司る祭官に席を占めた倭国造倭直氏が「倭大国魂神」の祭祀を分掌することとなり、その祭場も三輪山からかなり離れた城下郡大和郷の現在の社地に遷され、ここでいわば國魂神が独自性を認められ國造が管掌する「倭（ヤマト）國」の國魂神に変質したと推定できるのであって、本稿の主要な結論として言えることは、倭大国魂神は初期ヤマト王權の最高守護神であった大己貴神の分靈であるということなのであり、『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』の次の二連の記述は大己貴神と倭大国魂神とのそのような関係性を鮮やかに示すものと言える。

大国主神。亦の名は大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は葦原色許男と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は宇都志國玉神と謂ひ、並せて五つの名有り。

（『古事記』神代卷）

一書に曰はく、大国主神、亦の名は大物主神、亦は国作大己貴命と号す。亦は葦原醜男と曰す。亦は八千戈神と曰す。亦は大国魂神と曰す。亦は頭國玉神と曰す。

（『日本書紀』神代上・第八段・一書第六）

右の二つの文章は主として大国主神がいかなる神格を有する神靈であるかを説明しようとしたもので、両書の編者たちは新たに造型した大国主神を國ツ神の代表に祭り上げようとする意図から挿入した作文とみられるのであるが、そのなかで倭大国魂神が大己貴神の荒魂であるとする主張の縁起は、右の記述にある通り、両神が大国主神とともに有力な國ツ神として同質・同類の神靈と觀念されたことからも推測でき

ることである。さらに異色の内容を記すのは『古語拾遺』³⁸⁾である。それによると、

大己貴神一の名は大物主神。一の名は大国主神。一の名は大国魂神なり。大和国城上郡大三輪神是なり。

とあつて、おそらく斎部広成は大国主神を重視しようとする記・紀の記述や三輪君一族の存在を念頭に置きながらも、大己貴神を国ツ神の代表格に挙げ、この神の本居は大和国城上郡で「大三輪神」なのだと明確に記しているのである。広成が「大三輪神」の主体を大己貴神だと認識しているのは、彼の中臣氏への対抗心や嫉妬心から出ているのではなく、神体山である三輪山そのものが九世紀初頭の時期にも大己貴神だつたからであろう。三輪山麓の穴師・巻向付近には「御室戸斎部」³⁹⁾と呼ばれた忌部氏の本宗に近い枝族が居住していたらしく、三輪山の神靈に関する古い伝承が彼らの間に持ち伝えられていた可能性があると考えられるのである。

V 倭国造倭直氏の由来

日本古代の神観念に神靈の勧請、すなわち神の分靈を自在に全国各地の複数の聖域に移して祭ることや、神靈の分化と同化、つまりある神靈の性質や機能を分けること、または逆にある神靈に別の由緒を持つ神靈が同化するという現象があることに着目し、初期ヤマト王権が創祀した三輪山の大己貴神の縊靈を分化させて、世襲男王制の王位と王権を正統化し国土統治権の拠り所となる日神・国魂神の祭儀が、三輪

山麓の幾つかの聖域で執行される神祇体制が五世紀初頭に形成された事実を明らかにしてきた。⁽⁴⁰⁾

遺憾ながら五世紀代とそれ以前に遡る大己貴神の祭場に関する伝承はどの文献にも見当たらない。なぜ大己貴神の祭場が三輪山麓に存在しないのかというと、ひとつの理由はその時期の祭儀には神社建築が未だ存在していなかつたということ、もうひとつの理由としては、この神は一貫して三輪山を神体とする神靈で、女王卑弥呼の宮室に来臨するため祭場自体が不要であったのだとみなすことができ、さらに五世紀代の皇女親祭の段階の祭祀遺跡とされる山ノ神遺跡（磐座祭祀）⁽⁴¹⁾は大神神社の創祀以前に遡る大己貴神の有力な祭場であつた可能性があると考えられる。すなわち、五世紀以後に大己貴神から分化した神靈たちが三輪山麓で祀られるという関係が成立したのに伴つて、大己貴神の祭場が山ノ神に設定されたとみられるのである。しかし、その後三輪君の入部によつて古い祭祀場にまつわる伝承は繼承されず忘れ去られたのではなかろうか。

三輪君の本拠地や大神神社の創祀、門前町三輪の形成史などから、大神神社の境内付近が三輪山信仰の中心地だとする無意識の思いこみがわれわれの中に沈潜・定着してしまつてゐるようである。しかし、三輪君による大物主神の祭祀が発足したのは六世紀からであり、大物主神の祠官家である三輪君は河内から新たに三輪山麓に入部した新興勢力であつたことを改めて想起する必要があり、当然のことながら六世紀以前に大神神社そのものも存在していなかつたのである。

ところでそもそも三輪山の本来の呼称も「三諸山」・「御諸岳」であつて、三輪山ではなかつた。⁽⁴³⁾三輪山という山名が初出するのは『日本書紀』では皇極二年・三年頃の記事の上であるが、これらは編纂段階の潤色を受けていいる可能性があると思われ、別の文献でいうと『万葉集』卷一に載せる額田女王の歌⁽⁴⁴⁾あたりからであり、それより以前には三輪山という呼称は公式には存在しないのである。『古事記』崇神段の三

輪山をめぐる伝説でも、神主に選ばれたオホタタネコが「御諸山に意富美和の大神の前を拝き祭りたまひき」とあり、美和（三勾）の地名由来を語る部分で「美和山」の名が初めて出てくる。この伝記が神君・鴨君の先祖とされるオホタタネコの出自と祭儀由来を語ろうとする意図を主旨とすることからも、御諸山を敢えて三輪（美和）山と言い換えた主体は大物主神とオホタタネコを奉戴する三輪君なのである。

本論で引用した「E」の伝承でも、大物主神は「三諸山」に鎮座することを強く願っているのだが、大己貴神の出した答えは大物主神を「宮」つまり神殿に住まわせることで、この由緒によつて「大三輪の神」と呼ばれたとする。大物主神は三輪山麓の「宮」（神殿）すなわち「三輪の殿」⁽⁴⁵⁾で祀られたようで、神体も八咫鏡であつたと伝承されている（『出雲国造神賀詞』）。⁽⁴⁶⁾ 大神神社は拝殿のみあつて神殿がない原始的形式の神社だとされていいる。⁽⁴⁷⁾ しかし、祭祀開始の頭初には神殿が存在したのであり、神殿の撤去は大物主神を三諸山に遷座させることと連動した行為であつたと推定できるのであり、その時期は平安時代後期頃であろう。すなわち三輪・美和などの神名・氏名・山名や地名は大物主神の奉祭開始と深い関係があり、三輪君の一族が居住した「三諸山・御諸岳」の西麓地域が彼らの手で三輪・美和と称されるようになったということなのであって、山体自体は大己貴神であり「三諸山・御諸岳」と呼ばれ続けたのである。

大己貴神は欽明朝頃に初めて構想された天孫降臨神話と國譲り神話の筋書きに沿う形で出雲の杵築大社に勧請され、その地の豪族出雲臣に祭祀が委ねられた。大己貴神は出雲神話の中で国ツ神の代表的な存在として天ツ神の子孫である皇孫・皇祖に国土を献上するという重大な役割を担わせられるのである。⁽⁴⁸⁾ 初期ヤマト王権の時期の最高守護神がこのような扱いを受けるようになつたのは、この神が本質的に五世紀以前の女王制と密接な関係性を保ってきた神で、倭の五王時代の世襲男王制との間には政治的に断絶・断層があるからであり、さらに五世紀後半には列島主要部の政治的統合（国作り）がほぼ達成されたからであ

ると考えられる。そういういきさつがあるので、大己貴神を出雲の固有神・在地神で国ツ神の総帥だとみる説が古くから根強く唱えられているが、出雲への遷座は神の勧請ということで説明が可能なのであり、大己貴神は一貫して「三諸山」を原郷とする神靈であつて、少なくとも平安時代後期まではこの関係が持続したとみられるのである。⁽⁴⁾

おそらく六世紀以後に三輪氏は大物主神だけではなく大己貴神をも奉祀し、さらに祭官に結集する鴨君・忌部首らの諸氏族や出雲臣らもこれに参画したと推定されるが、なかでも出雲臣が大和や畿内各地に進出しているのは王権の政策と後押しによるもので、大和は古来より出雲勢力の原拠の地であるというような旧説は全くの誤解だらうと思う。天智朝の大津宮遷都で天皇は大己貴神を三諸山から日吉大社（西本宮）に勧請した。神の遷都に預かったのは鴨君宇志麻呂であつたが、それは大己貴神こそが一貫して三諸山の神靈であるという歴史的な由來を天皇が重視したためであり、大物主神は三輪君の氏祖神としての性格を帶びていたからだと考えられる。

一方、倭大国魂神は倭國造の領域である「倭（ヤマト）国」の国魂神に変質し、倭直氏が奉祭するようになる。祭場も三輪山麓の「大市の長岡岬」から倭直一族の本拠地となる城下郡大和郷に遷されたと考えてよいであろう。【B】【C】【D】の伝承にくり返し名が出てくる倭直の祖とされる長尾市は、「市磯の長尾市」とも記されているように、市磯という土地と深い関係があつたようである。市磯は十市郡内の地名であり、六世紀代の王都の所在地である磐余の市磯（桜井市中心部）がその場所に当たるだろう。私見では、敏達天皇に寵愛された三輪君逆が物部守屋や穴穂部皇子らの手で殺される直前に逃げ込んだ「磐余の池辺」というのがまさしく祭官の庁舎があつた場所と推定され、それは磐余の市磯付近に設置されていたらしく、倭直氏と祭官との強い結びつきを推想させるもので、その由緒によつて市磯の長尾市の名が造作

されたと考えられ、直ちに長尾市を実在の人物とみるのは躊躇されるわけである。

実際のところ倭直氏という氏族の起源はもともと瀬戸内海東部の明石海峡周辺から淡路島北部付近に居住していた海人集団の首長であると考えられる。^{〔5〕}『新撰姓氏録』の大和国神別の項に次のような伝承が掲載されているので、読み下し文の形で引用してみることにしたい。

神知津彦命より出づるなり。神日本磐余彦天皇、日向の地より大倭洲に向かい、速吸門に到りし時、漁人有りて艇に乗りて至る。天皇問いて曰く、「汝は誰ぞ」と。対えて曰く、「臣は是れ国つ神、名は字豆彦。天神の子来ると聞く。故、以て迎え奉る」という。即ち皇船に率き納れ、以て海の導きと為す。仍りて神知津彦と号す。一名を椎根津彦という。能く軍機の策を宣べるに、天皇これを嘉し、大倭国造に任す。是は大倭直の始祖なり。

伝記は、神武東征の時に宇豆彦が天皇の軍船をよく導いた功績により神知津彦という名を賜つて倭国造となり大倭直の姓を授けられたとしている。先ほど引用しておいたように『日本書紀』神武二年二月条に「珍彦を以て倭国造とす」とあり、書紀は珍彦という字を使用しているが、同一の祖先名とみてよい。宇豆彦が天皇と出会つた速吸門は瀬戸内海西部の豊予海峡ではなく、『古事記』神武段の伝承と同じ場所である明石海峡とみるのが正解だろうと思う。漁人とあり、艇に乗るとも記されているので、倭直一族は東部瀬戸内の海人を起源とする集団とみなして誤りがないであろう。

ところで、『続日本紀』神護景雲三年六月七日条には、「摂津国菟原郡の人正八位下倉人水守ら十八人には姓を大和連と賜ふ。播磨国明石郡の人外從八位下海直溝長ら十九人には大和赤石連」という記事がみえて

いる。また『新撰姓氏録』摂津国神別条の大和連は「神知津彦命の十一世孫御物足尼の後なり」とするので、倭直氏の系累であることは確実である。彼らの居住地である摂津国菟原郡は現在の兵庫県芦屋市を中心として西宮市西部と神戸市東端部を含む地域で、そこに大和連を姓とする氏族が居住し、さらに播磨国明石郡の海神社（神戸市垂水区宮本町）の奉祭氏族とみられる海人が大和赤石連の姓を同日に賜っているのは、この地域の海人集団の主要な勢力が倭国造の一族となつたことを示すものである。『先代旧事本紀』国造本紀によると、明石国造について「輕嶋豊明朝御世、大倭直同祖、八代足尼児都彌自足尼定賜国造」とあり、大和赤石連の前身勢力が明石国造であったことを推定させる。先ほど引用した倭直氏の家伝が社会的に定着してから海人の一部が倭国造と関係を持つようになつたのか、国造制以前の時期からの関係なのかは確言できないが、倭直氏が明石海峡周辺の地域に何らかの重要な所縁や関係を持つていたことを窺わせる事実であろう。

そうした視点から言えば、とりわけ淡路国三原郡の大和大国魂神社（兵庫県三原郡三原町榎列上幡多）は、その社名が大和の本社ときわめて類似するものであるので、六世紀に倭直氏が直接大和の本社から国魂神を分祀した靈場と考えられる。意外なことに淡路島には古墳時代を通じて規模の大きい古墳がまつたく造られていない。⁵¹ 淡路の海人集団は歴史的に一貫してその首長層に至るまで王権からの強い統制と搾取を受けていたようで、野島の海人・三原の海人というように平均化された二つの海人集団に区分され徹底的な支配を受けていたのであり、倭直氏が南淡路に国魂神の分霊を扶植しやすい政治的環境があつたことは事実であろう。

『日本書紀』垂仁三年三月条に引く一云の伝承によれば、新羅の王子とされる天日槍が船に乗つて播磨国の大栗邑にやつて來たので、天皇は三輪君の祖大友主と倭直の祖長尾市を播磨に派遣し、その渡来の事

情を調査したとある。天日槍は渡来した理由を述べ天皇に八種類の神宝を貢献したので、「播磨国の宍粟邑と、淡路島の出浅邑と、是の二の邑は、汝任意に居れ」と命じたとし、天日槍自身はその後近江から若狭を経て最終的には但馬国の大石郡に定着したという。播磨国宍粟郡には中央の三輪君の息のかかった伊和坐大名持御魂神社（伊和神社）が鎮座し、淡路国三原郡には先ほど指摘した大和大国魂神社があつて、倭直氏が直接勧請した神であると言える。淡路島の「出浅邑」の所在地が明確ではないが、天日槍の伝承を持ち伝えた新羅系渡来人が播磨国や淡路島に分散居住し、三輪氏と倭直氏の統制・管理下に入つたことを右の所伝は物語ついているのであろう。そう考えられるとすると、倭直氏の先祖の本居地はやはり明石海峡周辺から淡路島北部地域一帯であつた蓋然性が高いのではなかろうか。なお後考を俟つこととする。

海人に出自する集団が山国である大和の国造に任せられた由来はよくわかつておらず、今後の重要な検討課題でもあるが、本拠地や祭場の遷移にはおそらく山辺郡の布留郷・穂積郷などを本拠地とした物部氏や穂積氏の積極的な働きかけがあつた模様で、山辺郡と城下郡の郡界付近に大和神社が鎮座するのはそれを暗示しているようである。物部氏ら祭官氏族は蘇我氏への対抗上倭直一族を自派の拠点に近い地域に居住地を誘引したのではないであろうか。また国魂神の祭儀には同じ山辺郡の石上神宮を官掌した物部氏の鎮魂（ミタマシヅメ）・招魂（ミタマフリ）の呪儀が重要な働きをしたと考えられるので、今後はこの点からも倭直氏という氏族の性格や居地の問題を見直していく必要があるのである。

〔註〕

(1) 津田左右吉『日本上代史の研究』(岩波書店、一九四七年)。同『日本古典の研究』(岩波書店、一九四八年)。

(2) 山尾幸久「初期ヤマト政権の史的性質」(『日本古代王權形成史論』岩波書店、一九八三年)。

(3) 「新抄格勅符抄」によると大和神の封戸三百二十七戸は天平勝宝元年十一月四日に三百戸が充てられ、残りの二十七戸については賜戸の年紀が不明とする。内訳は大和二十戸・尾張七戸・常陸百戸・出雲五十戸・武藏五十戸・安芸百戸である。『日本書紀』持統六年五月条に、藤原宮地を定めるに当り伊勢・住吉・紀伊・菟名足各社と並び奉幣を受け、同年十一月条では新羅の調物を奉獻されている。天平二年の「大倭國正稅帳」によれば、山辺郡神戸稻・租穀一千四十一束の記載がみえる。平安時代の寛平九(八九七)年十二月に正一位の神階を授与された。

(4) 『和名類聚抄』大和国山辺郡の長屋郷に属したと推定される。

(5) 志田諱一「倭直」(『古代氏族の性格と伝承』雄山閣、一九七二年)。『日本書紀』雄略二年十月条に「大倭國造吾子籠宿祢」とあり、欽明二十三年七月是月条に新羅軍と戦った「倭國造手彦」の記録がみえている。吾子籠の名は仁德即位前紀に現れ実在性に問題のある人物と推定されるから、欽明紀の記事辺りからが史実に基づく記録とみなしてよいであろう。

(6) 篠川賢「国造制の成立と展開」(吉川弘文館、一九八五年)。同『日本古代国造制の研究』(吉川弘文館、一九九六年)。

(7) 『日本書紀』天武五年八月十六日条、同十年七月三十日条。

(8) 前田晴人「古代出雲の衝と国造の境界祭祀」(『飛鳥時代の政治と王權』清文堂出版、二〇〇五年)。

(9) 『類聚三代格』寛平七年六月二十八日付太政官符。

(10) 伊達宗泰編『古代「おおやまと」を探る』(学生社、二〇〇〇年)。

(11) 岸俊男「額田郡臣」と倭屯田」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年)。

(12) 直木孝次郎「やまと」の範囲について」(『飛鳥奈良時代の研究』塙書房、一九七五年)。山尾幸久前掲註(2)論文。和田萃「ヤマトと桜井」(『桜井市史』上巻、一九八〇年)。

(13) 前田晴人「卑弥呼と古代の天皇」(同成社、一〇一二年)。同「大己貴神と女王卑弥呼の聖婚祭儀」(日本書紀研究会編『日本書紀研究』第三十冊、塙書房掲載予定)。

(14) 前田晴人「欽明天皇の磯城鳴金刺宮について」(『大阪経済法科大学地域総合研究所紀要』第六号掲載予定)。

(15) 岡田精司「伊勢神宮の起源」(『古代王權の祭祀と神話』塙書房、一九七〇年)。

(16) 和田萃「三輪山祭祀の再検討」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』下、塙書房、一九九五年)。

(17) 前田晴人前掲註(13)論文。

(18) 『日本書紀』神代上・第五段・本文にイザナキ・イザナミ両尊が「共に日の神を生みまつります。大日靈貴と号す。「大日靈貴、此をば於保比慶咩能武智と云ふ。」一書に云はく、天照大神といふ。一書に云はく、天照大日靈貴といふ」と記す。また一書第一にもイザナキ尊

(19) 直木孝次郎「天照大神と伊勢神宮の起源」（『日本古代の氏族と天皇』 塙書房、一九六四年）。田村圓澄「伊勢神宮の成立」（吉川弘文館、一九九六年）。本位田菊士「伊勢神宮と古代日本」（同成社、二〇〇九年）。

(20) 岡田精司「日奉部と神祇官先行官司」（『古代王權の祭祀と神話』 塙書房、一九六八年）。

(21) 「新撰姓氏錄」左京神別上に穗積朝臣は「石上同祖、神饒速日命五世孫伊香色雄命之後也」とあり、同条の穗積臣は「伊香賀色雄男大水口宿祢之後也」とする。穗積氏の最盛期は鎌倉朝から歎明朝にかけての頃と推定され、穗積臣押山・磐弓が内政・外交の分野で大きな活躍をしている。

(22) 穴磯邑と王權との関係に関しては、前田晴人「女王卑弥呼と迦具夜比売の伝承」（『大阪経済法科大学論集』 第一〇三号、二〇一二年）で論じている。

(23) 日本地名学研究所編『大和地名大辞典』（名著普及会、一九八四年）の磯城郡・織田村・茅原の項に小字「上之山（ウエノヤマ）」がみえている。

(24) 三輪山麓のどこまでの範囲が神域のラインとされていたのかが明らかでないが、これは時期によつても変動があつたことと思われる。桧原坂付近は三輪山からの尾根の続きであり聖域のうちに含めてよいものと考えられる。瑞垣郷と呼んで初瀬川と巻向川の流路によつて画される三輪・芝・箸中などを含む三角形の地域を古來の聖域とみなす見解もあるが、後述するように三輪の地名と同じく七、八世紀以後に言いだされたことではなからうか。

(25) 石母田正「古代貴族の英雄時代」（『歴史科学大系』 日本原始共産制社会と国家の形成』 校倉書房、一九七一年）。ヤマトタケルをいかなる意味においても英雄とみなすことはできない。

(26) 土橋寛は本歌を「独立の國ばめ歌で、國見の儀礼の寿歌か」と指摘する（日本古典文学大系『古代歌謡集』 岩波書店、一九五七年）。

(27) 『大和志料』 上巻（奈良県教育会、一九一四年）山辺郡の項を参照。

(28) 「大倭社注進状」には「伝聞狹井神者大貢命之荒魂大國魂神即當社別社也」という記述もみえる。狹井神（狹井坐大神荒魂神社）と大國魂神の関係について別に詳しく述べる必要がある。

(29) 坂本太郎「纂記と日本書紀」（『日本古代史の基礎的研究』 上・文献篇、東京大学出版会、一九六四年）。

(30) 前田晴人「蘇我氏とは何か」（同成社、二〇一一年）。

(31) 前田晴人「三輪山—日本国創成神の原像」（学生社、一〇〇六年）。

(32) 日本古典文学大系『日本書紀』（岩波書店、一九六七年）一三〇頁頭註二。三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』（東方出版、一九九七年）。

(33) 前田晴人「大己貴神」（『日本古代人物伝』 新人物往来社、一〇〇七年）。同前掲註（13）論著。

- (34) 前田晴人『古代女王制と天皇の起源』(清文堂出版、二〇〇八年)。
- (35) 前田晴人前掲註(13)論文。
- (36) 前田晴人『倭の五王と二つの王家』(同成社、二〇〇九年)。
- (37)『古事記』(日本書紀) 神代巻に記載するイザナキ・イザナミ両命を主神とし大阪湾岸・淡路島の海域を舞台とする国生み神話の成立を、河内王朝論の立場から五世紀代に遡らせる学説が岡田精司『古代王権の祭祀と神話』(瑞書房、一九七〇年)によつて提起されているが、國生み神話の成立時期について私は難波長柄農崎宮を本居とした孝徳朝頃ではないかと考えている。
- (38) 西宮一民校注『古語拾遺』(岩波書店、一九八五年)。
- (39) 日本古典文学全集『竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語』(小学館、一九七二年)は「御室戸」を「大和の三輪山のあたりか」と指摘する。
- (40) 前田晴人前掲註(13)論文。
- (41) 樋口清之『神体山信仰の考古学的背景』(大神神社史料編修委員会『大神神社史』一九七五年)。三輪山文化研究会編前掲註(32)論著。
- (42) 前田晴人前掲註(32)論著。
- (43)『日本書紀』皇極二年是歲條、同三年六月条。「三輪山」は「みわやま」と「みわのやま」と両様に訓む事例があつた。山麓部に形成された地名「みわ」がやがて山名にも反映していく経緯を推測しているので、後者の方が古い用法と考えられる。
- (44)『万葉集』卷一—十七、十八番歌。
- (45)『日本書紀』崇神八年十一月条に「神宮・神宮の門」「三輪の殿・三輪の殿門」などの表記があり、また『古事記』崇神段に「至美和山而留神社」と記す。これらは祭儀や饗宴を行つた神殿建築の存在を示すものである。
- (46)『出雲国造神賀詞』(日本古典文学大系『古事記・祝詞』岩波書店、一九五八年所収)に、「大穴持命の申したまはく、『皇御孫命の静まりまさむ大倭の國』と申して、己命の和魂を八咫の鏡に取り託けて、倭の大物主樹遮王命と名を称へて、大御和の神奈備に坐せ」とある。
- (47) 中山和敬『大神神社』(学生社、一九九九年)。
- (48) 前田晴人『古代出雲』(吉川弘文館、二〇〇六年)。
- (49) 前田晴人前掲註(32)論著。
- (50) 坂江涉編著『神戸・阪神間の古代史』(神戸新聞総合出版センター、二〇一一年)。
- (51)『兵庫県史』第一巻(兵庫県史編集専門委員会、一九七四年)。